

木造住宅耐震改修工事助成事業補助金について

市では、震災に強い安全で安心なまちづくりを目指すために、市の耐震診断事業を実施した木造住宅の「耐震改修工事」へ助成を行います。

1. 募集戸数

3戸（募集戸数に達した時点または令和7年11月末日時点で締め切り）

2. 対象住宅（いずれも該当するもの）

- ① 昭和56年5月31日以前に着工された、一戸建て木造住宅で、その後（昭和56年6月1日以降増築をしていないもの
- ② 在来軸組工法又は伝統的工法による住宅で、地上2階建て以下のもの。
- ③ 建築基準法に違反していないもの
- ④ 市が実施した耐震診断を受けその診断結果が、上部構造評点が1.0未満であったもの、又は重大な地盤・基礎の注意事項の指摘があったもの

3. 対象者（いずれも該当すること。）

- ① 対象住宅を所有（法人所有は除く。）し、又は所有者と同居し、かつ、自ら居住の用に供する者で当該補助対象住宅の耐震改修工事を行う者
- ② 市税を滞納していない者

4. 対象工事

市内業者（一関市内に本店又は主たる事業所を有する法人又は個人）が施工する耐震改修工事（次の①又は②）で、令和8年2月末日までに事業が完了するもの

- ① 耐震改修後の上部構造評点を1.0以上とし、かつ、既存の評点より0.3以上向上するもので、地盤・基礎が安全であること
- ② 上部構造評点が1.0以上で、かつ、重大な地盤・基礎の注意事項を改善する工事を行うもの

※主な耐震補強箇所が目視確認できる時期に、中間検査を行います

5. 対象経費

- ① 耐震改修工事費
- ② 設計・工事監理費
- ③ 工事に必要な仕上げの撤去・再仕上げに要する費用
（補強部分と補強に必要なその周囲で1m以内の部分）

6. 補助額等

5. で掲げる補助対象経費の80%以内、かつ115万円を限度（千円未満切り捨て）

7. その他支援制度

固定資産税の減額措置 耐震改修工事をした場合、所定の証明書等を添付し、改修後3か月以内に申告することにより、当該家屋に係る税額が減税されます。（家屋の用途等による減税内容が変わります。詳細は資産税課までお問い合わせください）

【市ホームページ】



問い合わせ先 一関市建設部 都市整備課 建築指導係
☎0191-21-8543（係直通）

木造住宅耐震改修工事助成事業補助金の流れ

